

京都市教育委員会告示第6号

京都市文化財保護条例第6条第1項の規定に基づき別表第1に掲げる文化財を京都市指定有形文化財に、同条例第30条第1項の規定に基づき別表第2に掲げる文化財を京都市指定有形民俗文化財に、同条例第36条第1項の規定に基づき別表第3に掲げる文化財を京都市指定名勝に指定したので、同条例第6条第3項（第30条第2項及び第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定により告示します。

平成19年3月30日

京都市教育委員会

別表第1

京都市指定有形文化財

1 建造物

名称	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
長楽寺 本堂	桁行3間、梁行3間、一重裳階付、 入母屋造、本瓦葺 附 旧獅子口 2個 宝暦十二年 ^{壬午} 二月の篋書が ある 1個 明治 ^三 拾四年七月廿日の篋 書がある 1個 本堂移築再建資料 11枚	長楽寺	京都市東山区 八坂鳥居前東 入円山町62 6番地	京都市東山区 八坂鳥居前東 入円山町

2 美術工芸品

区分	名称	数	所有者	所有者の住所
彫刻	木造十一面観音立像	1 躯	浄禅寺	京都市南区上鳥羽岩ノ本町93番地

別表第2

京都市指定有形民俗文化財

名称	数	所有者	所有者の住所
大船鉾装飾品	121点	四条町大船鉾保存会	京都市下京区四条町

別表第3

京都市指定名勝

名 称	所 在 地	地 域
西翁院露地	京都市左京区黒谷	6番地1, 6番地2, 121番地のうち 405.59平方メートル

備考 指定地域に関する図面は,京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課において一般の縦覧に供します。

(文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課)